

【歯科医療機関様へのお願い】**上山市妊婦・パートナー歯科健診 費用補助制度のご案内**

山形県上山市

上山市では、妊婦とそのパートナーが「契約歯科医療機関以外」で歯科健診を受診した場合、健診費用の一部を補助する制度を実施しています。

貴院で該当者から受診希望があった際は、ご協力をお願いいたします。

(※契約歯科医療機関は上山市歯科医師会所属の歯科医療機関です)

《制度の概要》

契約歯科医療機関以外で妊婦・パートナー歯科健診を受けた場合、

- ・患者様がいったん全額自己負担で検診費用を支払い、
- ・後日、上山市へ補助金交付申請をすることで、
- ・妊婦・パートナー歯科健康診査に準じた内容の費用(上限 5,320 円)が補助されます。

《歯科健診の対象と利用回数》 ※パートナーも同じ条件で利用できます

下記のすべてを満たす妊婦およびパートナーが、妊娠期間中にお一人1回利用できます。

- ▶ 上山市から発行された「妊婦・パートナー歯科健康診査受診票」をお持ちの方
- ▶ 歯科健診日当日、上山市に住民票がある方
- ▶ 妊娠期間中であること(出産後は対象外)

《妊婦・パートナー歯科健診 受付からお会計までの流れ》**1. 受付時の確認**

- ・受診票とマイナ保険証等で「住所」「氏名」が一致しているか
- ・妊娠期間中であるか
- ・受診票の「本人記入欄(太枠内)」がすべて記入されているか

2. 歯科健診の実施・記入

- ・健診実施後、受診票に以下を記入してください
健診日、健診結果、医療機関名、歯科医師名
- ・記入が済み次第、受診票を必ずご本人に返却してください

3. 会計・書類のお渡し料金徴収

- ・健診費用(自費分)を受け取り、領収書をお渡しください
領収書は「歯科健診」と記載され、受診者氏名、健診年月日、健診費用、医療機関名の確認できるもの
- ※領収書は、後日補助金申請で必要となります

《注意事項》

- ・受診票に記載されている健診項目分のみが補助対象となります。(補助額の上限は 5,320 円)
- ・妊婦、パートナーそれぞれが申請できます。

【問合せ先・申請窓口】 上山市健康推進課(13 番窓口) 電話：023-672-1111 (内線 157)